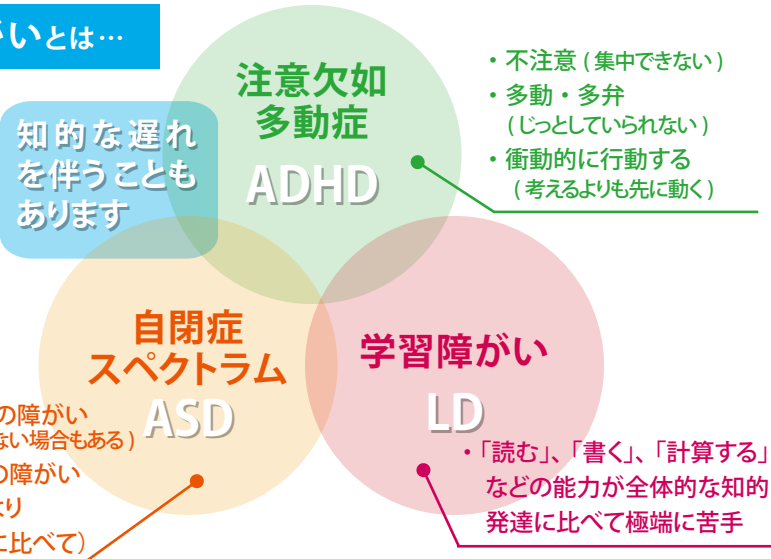


発達障がい専用の手帳はあるの？

発達障がいは生まれつきの特性で「病気」とは異なります。自閉症スペクトラム症、注意欠陥多動症、学習障がい、チック障がいなどを含む幅広い概念のことです。発達過程やライフステージなどで困りごとや特性が強くなり現れ、初めて分かるケースがほとんどです。その特性から「困った人」と捉えられてしまうこともあります。その人が「困っている」ことに早く気づき、周りが理解し、一人ひとりに合った対応をすることがとても大切です。「発達障がい者手帳」というものはありませんが、精神障がい者保健福祉手帳に該当する場合があります。

発達障がいとは…



自分の殻に閉じこもっているわけではありません。

精神的に鍛えて治るものではありません。

親の育て方に問題があるわけではありません。

できないこともあるけど…甘えているわけではありません。

発達障がいへの対応を行っている医療機関

※この一覧は福岡県庁のホームページより抜粋しています。発達障がいへの対応を行っている医療機関は他にもありますので、詳しくは各医療機関にお問い合わせください。

医療機関名	住所	電話番号	診療科	受診対象の年齢層
丸野クリニック	飯塚市立岩1308-12	0948-25-0188	精神科	中学生、16～18歳 ※18歳以上もあります
かいた 頼田病院	飯塚市口原1061-1	09496-2-2131	小児科	乳幼児、小学生、中学生

お子さんが受けられる支援



障がいのあるお子さんが地域で安心して生活を送るために利用できるさまざまなサポートがあります。それらのサポートは、障がい者手帳の交付を受けていなくても、利用できる場合があります。まずは、ご相談ください。※この章では、主に学校を卒業するまでのお子さんを対象とした支援を紹介しています。学校卒業後については、p.48～をご覧ください。

サービスについて…

サービスの内容によって①児童通所（ピンク色）、②福祉サービス（水色）、③地域生活支援（緑色）の3つの受給者証があります。



児童通所支援サービス

- **児童発達支援**
0歳児から小学校に入学する前までのお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
- **放課後等デイサービス**
学校（小、中学校、高等学校など）に通っているお子さんに、放課後や休みの日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
- **保育所等訪問支援**
お子さんが通っている保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
- **医療型児童発達支援**
身体が不自由で、理学療法などの訓練又は医療的管理下で、支援が必要な0歳児から小学校に入学する前までのお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練や治療を行います。
- **居宅訪問型児童発達支援**
重度の障がいがあり児童通所支援を受けるために外出することが困難なお子さんに対し、ご自宅へ訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

障がい者手帳の種類 > 発達障がいについて

お子さんが受けられる支援 > 児童通所支援サービス